主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反および量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

同被告人の弁護人倉本芳彦の上告趣意中判例違反をいう点は、原判示にそわない 事実を前提とするものであるから、適法な上告理由とならず、その余は、事実誤認、 単なる法令違反および量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

同被告人の弁護人高橋英吉の上告趣意中違憲をいう点は、原審の証拠の信憑性に 関する判断を非難するものであつて、その実質は、単なる法令違反の主張であり、 その余は、事実誤認および単なる法令違反の主張であつて、いずれも同四〇五条の 上告理由に当らない。

同被告人の弁護人本田熊一の上告趣意は、事実誤認および量刑不当の主張であって、同四〇五条の上告理由に当らない。

被告人Bの弁護人市原庄八の上告趣意第一は、違憲をいう点もあるけれども、その実質は、事実誤認および単なる法令違反の主張であり、同第二は、量刑不当の主張であって、いずれも同四〇五条の上告理由に当らない。

被告人Cの弁護人近藤勝の上告趣意第一点は、原判決が、被告人を暴力団員またはこれに準ずる者であるとして、量刑において一般人より不利益な処遇をしたことは、憲法一四条に違反するというのである。しかしながら、およそ、量刑にあたつて、犯人の性格、経歴、環境あるいは犯行の社会的背景などを各犯人ごとに審査して、それぞれ異なる処遇をすることが、憲法一四条に違反するものてないことは、当裁判所の判例(昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決、刑集二巻一一号一二七五頁)の趣旨とするところであるから、所論は、理由がない。同第

二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

被告人Dの弁護人中栄敬太郎の上告趣意は、各関係者の上告趣意を引用するというものであつて、上告趣意書自体に何らその趣意内容を示していないから、適法な上告趣意といえない(昭和二五年(あ)第一二二〇号同年一〇月一二日第一小法廷決定、刑集四巻一〇号二〇八四頁参照)。

被告人Eの弁護人熊野一良の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反および量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない(なお、所論中控訴趣意を引用する部分が、適法な上告趣意といえないことは、前記のとおりである)。

被告人F本人の上告趣意は、原判決を攻撃する趣旨とは認められないから、適法 な上告理由とならない。

同被告人の弁護人倉本芳彦の上告趣意は、事実誤認および量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

また、記録を調べても、同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四二年三月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄